

名古屋都市計画風致地区の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画風致地区の変更（名古屋市決定）

都市計画小幡風致地区を次のように変更する。

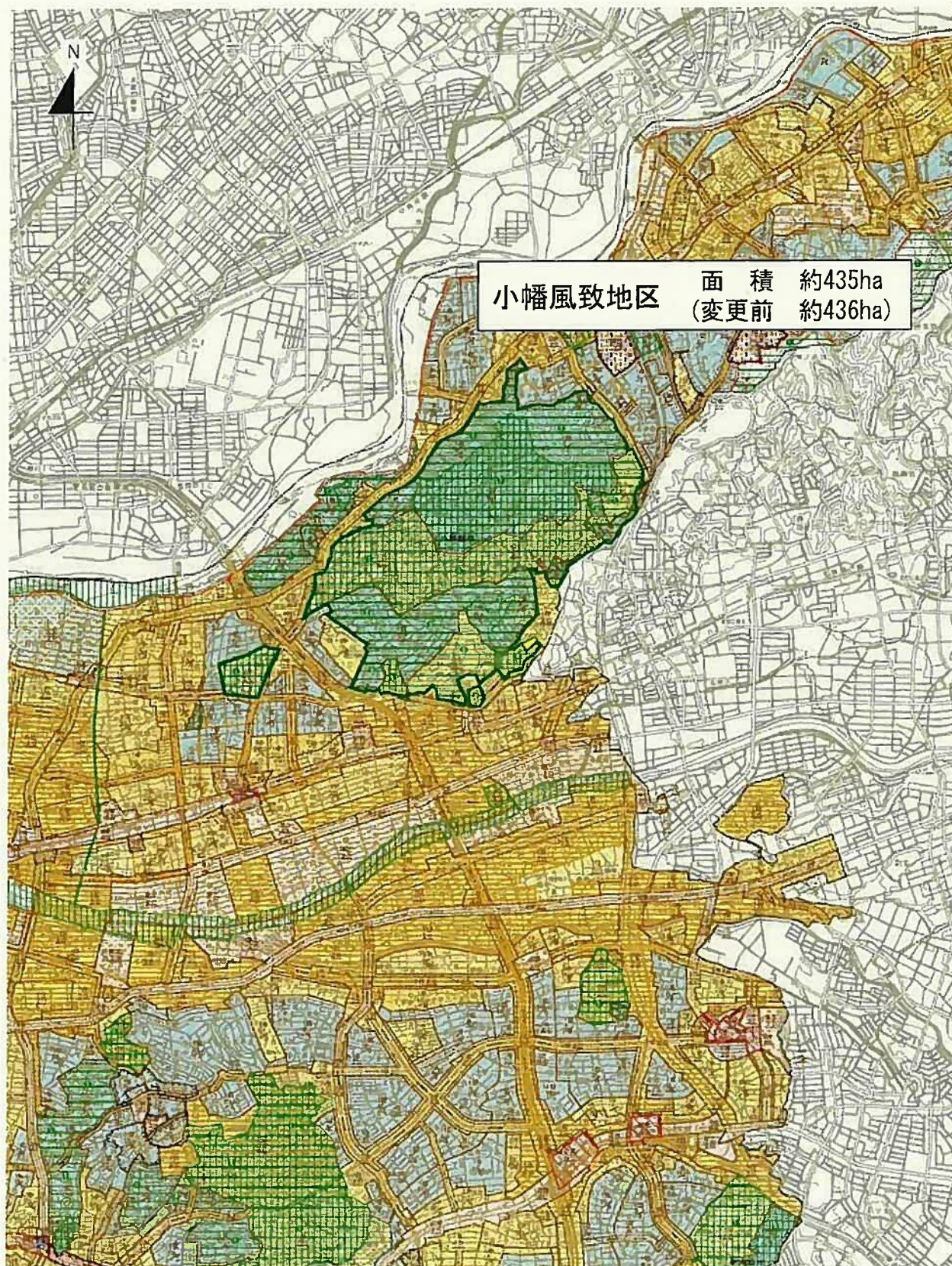
名 称	面 積	備 考
小幡風致地区	約 435ha	名古屋市風致地区内建築等規制条例 (昭和 45 年 4 月 8 日名古屋市条例第 27 号) による建築物の建築、宅地の 造成、木竹の伐採、水面の埋立等の 規制

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域境界の根拠としている都市計画公園の区域変更に伴い、風致地区の区域を変更するものである。

総括図



計 画 図

小幡風致地区

面 積 約435ha
(変更前 約436ha)

凡 例	
風致地区	
追加区域 (第1種風致地区)	
削除区域	